＊2017年09月改訂（第2版、新記載要領に基づく改訂）　　医療機器届出番号：23B1X10001A60001
2008年08月作成（第1版）

機械器具60　歯科用電気エンジン
一般医療機器　歯科用電気エンジン及びエンジン用器具(70693000)

ニューパワーベルト

＊【形状・構造及び原理等】
1)形状　環状ベルト
2)成分　ポリアミドフィルム、
　　ＮＢＲ（ブタジエンアクリロニトリルゴム）
＊3)仕様　引張強度３０ＭＰａ以上

【使用目的又は効果】
歯科用電気エンジンのエンジン用ベルトとして使用する。

【使用方法等】
歯科用エンジンの滑車に本品を掛け、モータの動力をハンドピース(タービン)に取り付けた、歯科用研磨ポイント、ホイールに伝達し、歯科技工物を研磨する。

【使用上の注意】
1)使用上の注意
①本品を取り付ける際は、衣服、手指等を巻き込まないようご注意すること。
②本品使用時には、サイズに注意し、歯科用電気エンジンの規格にあったものをご使用すること。また、無理に引っ張ったりしないこと。
③本品使用時には、必ず予備回転を行い、たわみ、ねじれ等ないことを確認すること。また、傷、ヒビ割れ等あるものは使用しないこと。
④本品の使用前、使用中に異常があらわれた場合には、使用を中止すること。
⑤本品を用いて歯科技工物を研磨する際には、粉塵による人体への影響を避けるために、保護めがね、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用すること。
2)重要な基本的注意
①本材に対し発疹、皮膚炎等の過敏症の既往歴のある術者は、手袋などを用い、直接本材に触れないようにすること。
②本材の使用により発疹などの過敏症状があらわれた術者は、使用を中止し、医師の診断を受けること。

【保管方法及び有効期間等】
［保管方法］
・本材は直射日光を避けて、室内に保管すること。
・歯科の従事者以外が触れないように適切に保管･管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】
製造販売業者　：　山八歯材工業株式会社
電話番号　：　0533-57-7121
ＦＡＸ番号　：　0533-57-1764
e-mail　：　box@yamahachi-dental.co.jp